

世界アルバトロスデー&シーバードウィーク実行委員会 規約

世界アルバトロスデー&シーバードウィーク実行委員会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、世界アルバトロスデー&シーバードウィーク実行委員会（以下、本会）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区恵比寿 1-6-6-301 NPO 法人 OWS 内に置く。

(目的と事業)

第3条 本会は、「世界アルバトロスデー」発足の主旨に沿って、日本国内において次の事業を行うことにより、絶滅が危惧される海鳥類保全の普及啓発活動を行うことを目的とする。

- (1) 世界アルバトロスデー&シーバードウィークに関するイベントの企画・運営事業
- (2) 絶滅が危惧される海鳥類保全の普及啓発事業
- (3) 絶滅が危惧される海鳥類保全に関する調査・研究事業
- (4) その他目的を達成するために必要な活動及び事業

(設 立)

第4条 本会の設立は、2020年2月1日とする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 団体正会員 本会の目的に賛同して入会した非営利団体で本会を構成する者（以下、正会員という）
- (2) 支援会員 本会の目的に賛同して賛助するために入会した個人または団体（以下、個人サポーター・団体サポーターという）

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとし、入会に適さない正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

(会 費)

第7条 会員は、次に定める会費（年会費）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 10,000 円

- (2) 個人サポーター：1 口 2,000 円（1 口以上）
団体サポーター：1 口 10,000 円（1 口以上）

（退 会）

第 8 条 会員は退会届を提出し、任意に退会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 団体が消滅したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 会費を 1 年以上納入しないとき

第 3 章 役 員

（種 別）

第 9 条 本会に次の各号に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 運営委員 6 人以上 12 人以内
- (2) 監事 1 人
- 2 運営委員のうち、1 人を会長、1 人を事務局長とする。

（選任等）

第 10 条 運営委員及び監事は、総会において選任する。会長及び事務局長は、運営委員の互選とする。

（職 務）

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 事務局長は、事務局業務を統括するとともに会長を補佐する。
- 3 監事は、運営委員の業務執行の状況及び本会の会計を監査する。

（任 期）

第 12 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

第 4 章 総 会

（種 別）

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

(権 能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算案及び決算に関する事項
- (2) 役員の選任に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) その他会務上必要な事項

(開 催)

第15条 総会は、年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の2分の1以上から請求があったとき

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 審議事項及び議決事項

第5章 役員会

(構 成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 23 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(議 長)

第 24 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 25 条 役員会には、第 17 条から第 20 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 部会及び専門委員会

(部会及び専門委員会)

第 26 条 本会は第 3 条の目的と活動を遂行するため、部会または専門委員会を設けることができる。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 27 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 寄付金を募るため、年度ごとに活動に賛同する個人及び法人の募集を行うことができるものとする。

(事業年度)

第 28 条 本会の事業年度は、8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 29 条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経るものとする。

(事業報告及び決算)

第 30 条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監

事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第31条 本会の運営事務を行うため、事務局を設置することができるものとする。

2 事務局には会計等必要な職員を置くことができるものとする。

第9章 雑則

(細 則)

第32条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て、会長が定めるものとする。

(規約の変更)

第33条 この規約を変更する場合は、総会において議決を経なければならない。

附 則

この規約は、2024年8月23日から施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

令和6年8月23日

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-6-6-301 NPO 法人 OWS 内
世界アルバトロスデー&シーバードウィーク実行委員会

会長 長谷川 博